

ひとり親家庭住宅支援資金貸付

～母子・父子プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方～

島根県母子・父子自立支援プログラム策定

児童扶養手当受給資格者等のひとり親の自立に向けた支援を行うために、個々のニーズに応じた自立支援プログラムを策定して支援を行います。

対象者 ※次のいずれにも該当する方

- ① 島根県内に住民登録をしている方
- ② 原則として児童扶養手当の支給を受けている方（同等の所得水準を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向け意欲的に取り組んでいる方

貸付額等

貸付額：原則 12 か月に限り、入居している住宅の家賃の実費
(月額上限 7 万円)

償還期限：島根県が定める期間 利息：無利子



返済免除

貸付を受けた日から、**1 年以内に就職**又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる**転職等**をし、**引き続き就労を 1 年間継続したとき**

申請先 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3
電話 0852-32-5953



＜お問い合わせ＞

【島根県母子・父子自立支援プログラム策定について】

一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

電話 0852-32-5920 FAX 0852-32-5921